

一般競争入札参加者 各位

新潟市水道局

総務部 技術管理室

## 新潟市水道局総合評価方式の改定について（お知らせ）

水道局では、建設コンサルタントの最低制限価格変動制の見直し（平成 28 年 1 月 20 日付 新潟市水道局経理課）を踏まえ、下記のとおり総合評価方式の改定を行います。

### 記

#### 1 新潟市水道局建設コンサルタント業務総合評価方式試行要領の算定基準の一部改正

##### （1）価格評価点の算定方式の見直し

- ・ 基準数値の算出方法は、「建設コンサルタント最低制限価格（変動制）の設定について」における最低制限価格に準ずる。ただし、予定価格（税抜）の7.0%を下回る入札については、基準数値の算出対象から除外するが、当該案件の入札自体は失格としない。
- ・ 算出した基準数値が予定価格（税抜）の7.0%を下回った場合、基準数値は予定価格（税抜）の7.0%とする。
- ・ 全ての入札価格が予定価格（税抜）の7.0%を下回った場合は、配点基準価格を予定価格（税抜）の7.0%とする。

#### 2 適用日 平成 28 年 4 月 1 日

上記の改正内容適用は適用日以降の公告案件からとなります。水道局ホームページに上記の改定内容を反映した算定基準を掲載いたしましたのでご覧ください。なお、新潟市要綱集への反映については適用日以降の更新時となりますのでよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

新潟市水道局 総務部 技術管理室 担当：佐伯，土岐

電 話：025-232-7291（直通） F A X：025-230-8705